

令和5年度

部会員会議

報告書



公益社団法人 松阪法人会青年部会



## 税務研修会

午後3時30分～

テーマ:「どこに調査に行くのか? Part2」

講師:松阪税務署 法人課税部門  
統括国税調査官 武田 行弘 氏

---

## 令和5年度 部会員会議 次第

1. 開 会 の こと ば 午後4時30分～
  2. 来 賓 紹 介
  3. 部 会 長 あいさつ
  4. 来 賓 祝 辞
  5. 報 告 事 項
    - (1) 令和4年度事業報告及び収支報告
    - (2) 令和5・6年役員及び担当委員会紹介
    - (3) 令和5年度事業計画及び収支予算
  6. 閉 会 の こと ば
- 

《会場移動》

---

懇 談 会

午後5時30分～

卒業式

# 事業報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

## 1. 諸会議等

名称	開催日	主たる議題	出席数	会場
部会員会議	4月18日	令和3年度事業報告及び収支報告について 令和4年度事業計画及び収支予算について	18	松阪商工会議所・WEB
役員会	4月18日	令和3年度事業報告・収支報告について 「行ってみよう税！税探検隊」について 部会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会打合せ	19	事務局・WEB
	5月23日	「行ってみよう税！税探検隊」について 「全国青年の集い」参加について	17	松阪商工会議所
	6月28日	行ってみよう税税探検隊について	17	市民活動センター
	7月28日	行ってみよう税！税探検隊について	15	松阪商工会議所
	9月26日	署長講演会&税トークについて 「行ってみよう税！税探検隊」について 反省と次年度実施検討 歩け歩け大会協力等について 青年の集い「沖縄大会」参加について	13	松阪商工会議所
	11月21日	次年度「行ってみよう税！税探検隊」について 次年度部会事業計画について 任期満了に伴う役員改選について 青連絡協役員改選について	13	松阪商工会議所
	2月6日	任期満了に伴う役員改選(案)について 次年度部会事業計画・予算(案)について 部会員会議・卒業式開催について 青連協役員改選(案)について	16	事務局・WEB
「行ってみよう税！ 税探検隊」 実行委員会	4月4日	イオン明和打合わせ	4	イオン明和
	4月27日	タイムスケジュール等について	5	事務局・WEB
	6月8日	チラシ配布準備・各教育委員会訪問	3	事務局
	7月5日	事前説明会・役割分担等について	7	事務局
	7月20日	事前説明会について	7 出店者 9	松阪商工会議所
	8月4日	夕刊三重取材	1	事務局
	8月19日	準備	6	市役所
	8月20日	松阪こどもフリマ	21 出店者 19	イオン明和
県青連協	9月28日	財政健全化のための健康経営プロジェクトについて 今後の青年部会運営について	3	ホテルグリーンパーク津
東海青連協	6月29日	定時総会・情報交換会	2	名鉄グランドホテル
	3月28日	東海連青連協 常任理事会	1	名古屋大同ビル

## 2. 研修事業等

開催日	内容（講師・テーマ）	出席数
4月18日	卒業式	21
5月23日	ワンポイント税務研修会 雑収入・自主点検チェックシートについて 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官 山吉 浩司 氏	17
7月28日	ワンポイント税務研修会 決算賞与について 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官 武田 行弘 氏	17
7月28日	税務署長着任あいさつ訪問	6
9月26日	ワンポイント税務研修会 どこに調査に行くのか？ 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官 武田 行弘 氏	13
10月18日	署長講演会 「税務署の仕事」 松阪税務署長 瀬木 文雄 氏 直撃!!税トーク 松阪税務署 総務課長 中武 庸一 氏 個人課税第一部門統括国税調査官 西岡 章孝 氏 資産課税部門 統括国税調査官 内田 浩司 氏 法人課税 統括国税調査官 武田 行弘 氏	23
11月5日	第26回歩け歩け大会（公益法人10周年記念事業） ～自然の中で小さな発見👁️👁️見つけ隊!!～阿坂運動公園周辺	222 内 部会員 15
11月12日	税金展	1
11月21日	ワンポイント税務研修会 相続と贈与について 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官 武田 行弘 氏	13
11月25日	全国青年の集い「沖縄」 租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞ファイナリスト事例紹介	2
11月26日	部会長サミット テーマ「部会員増強と会の活性化」 会員交流分科会 テーマ「租税教育活動及び健康経営プロジェクト」 記念講演会『財政健全化につながる！健康経営の実装と実践』 講 師：千葉大学医学部付属病院 特任教授・産業医 吉村 健佑 氏	4
12月1日	税制改正要望活動 松阪市長 竹上 真人氏・松阪市議会議長	1
1月10日	新春税務署長対談（本会共催）	2
2月6日	ワンポイント税務研修会 インボイス制度について 松阪税務署 法人課税部門 統括国税調査官 武田 行弘 氏	14

# 収 支 報 告 書

(令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日)

単位：円

科目・事業名	収入	支出	備考
前年度繰越金	493,001		
受取負担金	228,000		年会費@5,000*45@3,000*1
管理費	0	60,636	
役員会費	0	57,800	6回開催
渉外慶弔費	0	0	
印刷製本費	0	0	
通信運搬費	0	2,016	負担金請求郵送代
旅費交通費	0	820	青連協役員会
雑費	0	0	
事業費	1,280,263	1,397,838	
部会員会議・懇談会費	90,000	135,806	収入:参加会費 @5,000×18名 支出:卒業生記念品 @3,000×2名 懇談会費 @5,500×22名 会場費 @8,806(会議所)
署長講演会&税トーク	96,378	102,110	収入:参加会費 @5,000×15名@5,689*2名 ご厚志(会長)@10,000 支出:懇談会費 @5,500×17名+@2,200 会場費 @4,760(市活)飲物代@1,650
青年の集い「沖縄」 参加会費等 本会助成	533,805 257,380	857,222	収入:参加会費@60,000×8名 県連会長分(¥53,805) 本会から3名分助成 支出:支払負担金(@15,000×3名・@10,000) 交通費(¥275,300) 懇談会費(¥381,686) 宿泊費(¥95,400)
行ってみよう税! 税探検隊 内 本会助成	302,700	302,700	
翌年度への繰越		542,790	
収支計	2,001,264	2,001,264	

## 役 員 名 簿

役職	担当委員会	氏 名	事業所名	会 員 T E L
部 会 長		湊 久幸	三重塗料（株）	0598-56-6600
統括副部長	総務・研修	宮崎 正弥	（株）ミヤテック	0598-51-2122
副 部 会 長	組織・税制	松田 金幸	（株）松田石油	0598-85-0201
	広報・厚生	平井 仁	（株）ロータス	0598-26-5614
委 員 長	組織	竹上 景太	丸亀産業（株）	0598-53-9111
	税制	森井 数馬	森井電気工業（有）	0598-82-1413
	厚生	松本 太津也	松阪金属（有）	0598-51-5312
	研修	藤谷 祐介	（株）藤工業	0598-26-5221
	広報	中西 孝之	ナカバヤシアピールサポート（株）	0598-60-0606
	総務	野島 篤	野島飼料（株）	0598-51-2333
副 委 員 長	組織	齋藤 あゆみ	齋藤運輸（株）	0598-29-6021
	税制	大西 啓太郎	（株）大西縫工所	0598-82-1419
	厚生	山真 幸介	（有）スリーワイ電子	0598-85-1381
	研修	小山内 靖	三重エネウッド（株）	0598-20-2588
	広報	岡本 勇紀	（有）岡本商会	0598-29-1100
	総務	川口 達也	（有）川口自動車	0598-28-2662
	厚生	上野 孝幸	大同生命保険（株）三重支社	0596-28-4474
顧 問		安達 正喜	（有）教學舎 松阪乳幼稚園	0598-23-6379
		萬部 貴史	メットライフ生命保険（株）	090-8864-8024

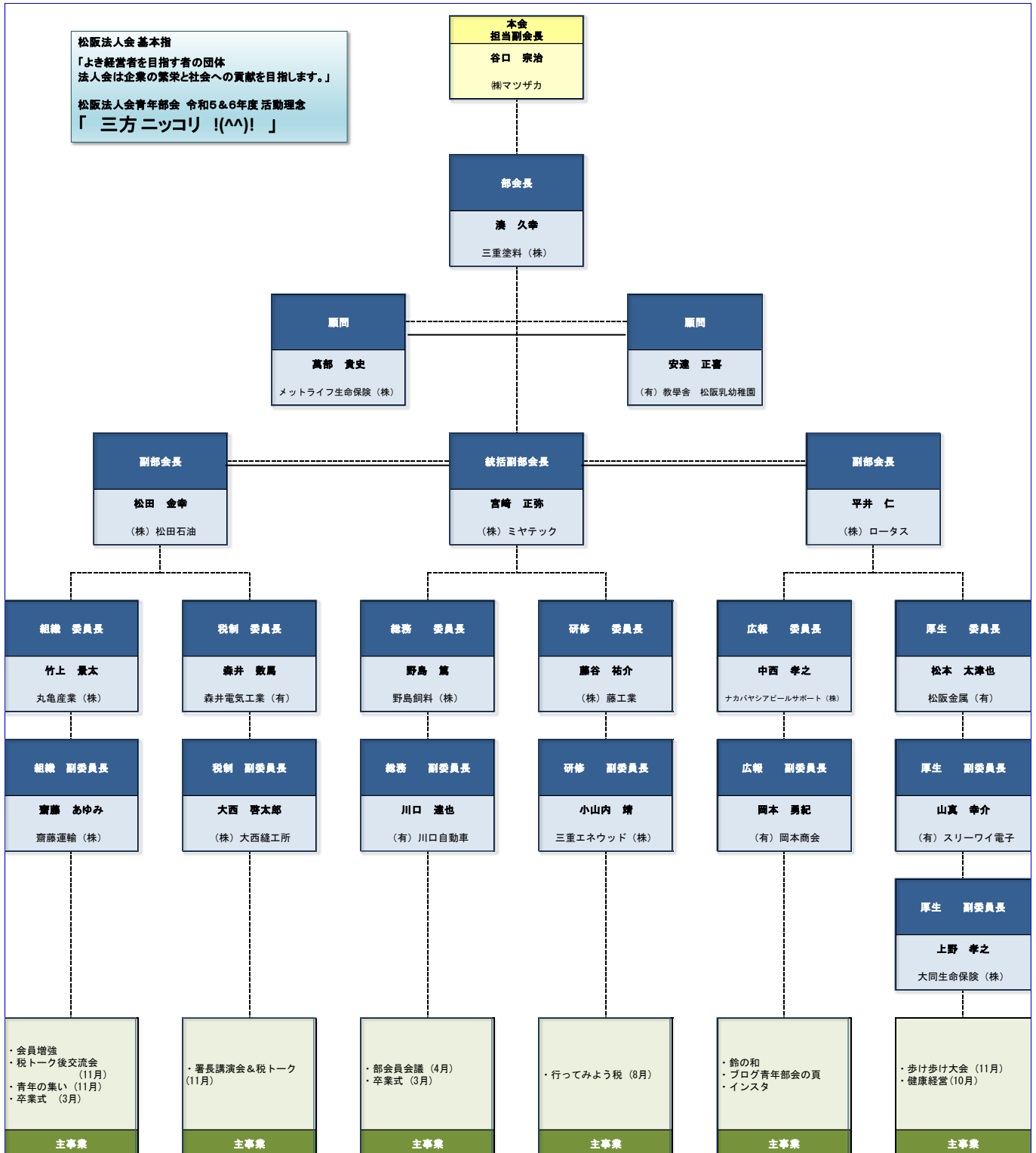
### 全法連青年部会連絡協議会 副会長・東海法連青年部会 理事相談役（案）

安達 正喜	（有）教學舎 松阪乳幼稚園

### 本会理事（案）

湊 久幸	三重塗料（株）	0598-56-6600
宮崎 正弥	（株）ミヤテック	0598-51-2122
松田 金幸	（株）松田石油	0598-85-0201
萬部 貴史	メットライフ生命保険（株）	0598-26-5614

# 組 織 図



# 事業計画

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

開催年月	会 議 ・ 事 業 名	担当委員会	本会事業
令和5年 4月	部会員会議・税務研修会・懇談会・卒業式（4/5） 「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会（4/ ） 役員会（4/24）	総務・組織 研修	理事会（4/25）
5月	「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会・教育委員会 との打合せ 租税教育活動「租税教室講師養成研修会」	研修	総会（5/25）
6月	「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会・案内発送 役員会（6/27） 全 青年部会連絡協議会役員会（6/ ） 県 青年部会連絡協議会役員会（6/ ） 東 青年部会連絡協議会情報交換会・定時総会 租税教室（出前教室）（本会・女性部会共催）	研修 部会長他 部会長他 部会長他 部会長他	
7月	「行ってみよう税！税探検隊」打合せ会 税務署長あいさつ	研修 正副部会長・委員長・ 顧問	
8月	役員会（8/27） 「行ってみよう税！税探検隊」～松阪マルシェ～ （8/ ）	研修	
9月	夏期講演会（本会共催）		理事会
10月	役員会（10/23） 財政健全化のための健康経営セミナー 70周年記念式典・講演会（10/25）（本会・女性 部会共催）	厚生 部会長・総務	
11月	署長講演会と税トーク 青年の集い「山形大会」（11/9～11/10） 歩け歩け大会（本会・女性部会共催） 税制改正要望（陳情）（本会共催） 税を考える週間行事	組織・税制 組織 厚生 部会長 部会長他	歩け歩け大会
12月	署長講演会と懇談会（本会共催）		理事会
令和6年 1月	署長との新春対談（本会・女性部会共催）	部会長・広報	
2月	役員会（2/26）		理事会
3月	部会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会	総務・組織	理事会



## 収 支 予 算 書(案)

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

単位：円

科目・事業名	収入	支出	備考
前年度繰越金	542,790	0	
受取負担金	218,000	0	年会費@5,000*43 @3,000*1
管理費	0	128,000	
役員会費	0	50,000	
渉外慶弔費	0	20,000	
印刷製本費	0	3,000	
通信運搬費	0	5,000	負担金請求郵送代
旅費交通費	0	30,000	他単位会交流会等
雑費	0	20,000	
事業費	984,320	1,466,520	
部会員会議・懇談会費	100,000	153,000	収入:参加会費 @5,000×20名 支出:卒業生記念品 @3,000×2名 懇談会費 @6,600×20名 会場費 @15,000
署長講演会&税トーク	100,000	147,000	収入:参加会費 @5,000×20名 支出:懇談会費 @6,600×20名 会場費 @15,000
健康経営セミナー	20,000	165,000	収入:参加会費 @1,000×20名 支出:講師料 @150,000 会場費 @15,000
青年の集い「山形」 参加会費 本会助成	320,000 179,320	736,520	収入:8名参加予定(@40,000×8名) 本会からの助成金(@56,440×3名)+10,000 支出:支払負担金(@15,000*3名) 旅費交通費(@46,440×8名) 宿泊費(@10,000×8名)×2泊 懇談会費(@80,000*2)
行ってみよう税! 税探検隊 内 本会助成	265,000	265,000	
予備費		150,590	
<b>収支計</b>	<b>1,745,110</b>	<b>1,745,110</b>	

# 公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会(以下「本会」という。)青年部会(以下「本部会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う若者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2)税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3)会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4)その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、満50歳以下役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(委員会)

第 6 条 部会活動の充実を期することを目的とする委員会を置くことができる。

- 2 委員長、副委員長は部長が指名し、役員会の承認を得る。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1)部会の運営に充てるため、毎年度5,000円の負担金を支払わなければならない。
- (2)部長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会退会届」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。ただし、本会の会員資格を喪失した事業所の役員及びその従業員は、「公益社団法人青年部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第10条 この会則に定めがない事項については、役員会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成30年3月22日 変更

イベント情報など  
随時配信しています！



HP ホームページ



〈公式ホームページ〉

LINE



〈公式アカウント〉

Instagram



MATSUSAKAHOSJINKAI

友達登録してね！

# 入会のご案内

## 入会すると何ができる？

その 会員同士の異業種交流

1 年会費は5,000円で松阪税務署管内に所存する企業（経営者）との交流の機会が多く、情報交換や個々の友好を深めることができます。

その 経営に役立つ税知識

2 税務署の幹部職員とお話できる機会があり、税知識を身に付ける等経営に役立つ助言が得られます。

その 地域と一体となった事業

3 地域の活動にも積極的に参加しています。

その 知識の向上と若手経営者の育成

4 経営・経済・税務などの講演会や研修会で豊富な知識を身に付けることができます。さらに、企画・運営に携わることで行動力を養い、若手経営者の育成にもつながります。

## 入会するにはどうすれば？

### ○会員資格について

公益社団法人松阪法人会に加入している企業に勤務する役員又は社員で、青年部会の目的を正しく理解し、活動に積極的に参加協力する意思を持つ50才未満の男性、女性といたします。

※公益社団法人松阪法人会に未加入の方は、同時にご加入ください。

### ○入会申込手続きについて

ホームページの青年部会入会申込フォームからご入会いただけます。

